

## 刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案要綱

### 一 刑法の一部改正

墮胎、同意墮胎及び同致死傷並びに業務上墮胎及び同致死傷の罪を廃止すること。  
(第一条関係)

### 二 母体保護法の一部改正

人工妊娠中絶について、次の要件を廃止すること。

1 人工妊娠中絶を受けることのできる者の範囲を妊娠の継続若しくは分娩が身体的若しくは経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのある者又は暴行若しくは脅迫によって若しくは抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠した者に限ること。

2 指定医師が人工妊娠中絶を行う際に配偶者の同意を得ること。  
(第二条関係)

### 三 検討

政府は、この法律の施行後二年以内に、人工妊娠中絶を行う医師に係る制度の在り方及び全ての人工妊娠中絶を医療保険の保険給付の対象とすることその他人工妊娠中絶を必要とする者の経済的負担の軽減について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。 (附則第六条関係)

#### 四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。ただし、三は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。